

組 合 員 証 等 受 領 書

先に交付を受けた公立学校共済組合員証等を次のとおり受領しました。

- 公立学校共済組合 組合員証
- 公立学校共済組合 組合員被扶養者証 _____ 部
- 公立学校共済組合 高齢受給者証 _____ 部

※ 受領した各証の□にチェックをし、被扶養者証又は高齢受給者証の交付がある場合は受領部数を記入してください。

公立学校共済組合広島支部長 様

所属所名 _____

組合員氏名 _____

組合員証番号 _____

＜ 被扶養者証の交付を受けた場合の注意事項 ＞

被扶養者認定要件を欠いた場合は、速やかに被扶養者申告書に確認書類と被扶養者証を添付して、認定取消しの手続きをしてください。

被扶養者認定要件を欠く事例

- (1) 12か月の収入の累計が130万円以上になったとき。(暦年ではなく、2月から翌年の1月、3月から翌年の2月と、どの12か月の累計が130万円以上となっても取消しとなります。)
- (2) 収入の不安定な人が、4か月以上連続して月額108,334円以上の収入を得たとき。
- (3) 就職等した日から、将来にわたって1年間の収入が上記(1)(2)の限度額以上となることが見込まれるとき。
- (4) 日額3,612円以上の雇用保険の基本手当を受給するとき。
- (5) 確定申告をし、事業所得や農業収入等が130万円以上となることが判明したとき。(事業収入等の判定は、総収入額から必要経費を控除して、収入額を算定しますが、共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。租税公課・広告宣伝費・接待交際費・損害保険料等は必要経費として認められません。)
- (6) 共同扶養者と所得が逆転したとき。

※ **障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の収入限度額は、年額180万円、月額15万円、日額5,000円です。**



例年、過去に遡って被扶養者の認定取消しを行うケースが多数見受けられます。

この場合、取消日以後に、共済組合が負担した医療費等は全額お返しいただくこととなります。